

## EU理事会、税関における知的財産権の権利行使に関する新規則案に合意

2013年3月13日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU理事会は、3月11日、税関における知的財産権の権利行使に関する新規則案に合意した旨、プレスリリースを行った。

EUの税関における知的財産権の権利行使については、「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する2003年7月22日付欧州連合理事会規則(EC) No 1383/2003」(以下、「旧税関規則」)が2004年7月に発効している。

欧州委員会が旧税関規則の見直しを行って2011年5月に新規則案を公表し、EU理事会及び欧州議会との間での調整を経て、本年1月24日、欧州議会の域内市場・消費者保護委員会(IMCO)による同意を得ていた。今回、EU理事会が合意した新規則案は、IMCOが同意した条文に技術的な修正が加えられたもの。

プレスリリースによれば、新規則案の主な特徴は以下の通り。

- 形式的で費用のかかる法的手続を経ることなく、一定条件下において、税関が廃棄のために製品を放棄させることを可能にする手続を導入する。模倣品及び海賊版の製品については、所有者が廃棄に対する明示的な反論を行わなかった場合には、製品を廃棄することに合意したと見なされる。一方、それ以外の場合には、所有者が明示的に廃棄に合意することが必要とされる。
- 小規模貨物のための特定の手続が導入され、権利者の関与なく押収された製品を廃棄することが可能となる。
- 対象となる知的財産権の範囲が、商号、半導体製品の回路配置、実用新案にも拡大される。
- 保管や廃棄の費用は、税関に請求された場合は、税関の措置を請求した権利者が負担しなければならない。しかし、侵害者等に補償を請求することは妨げられない。
- EUの税関領域を通過する医薬品については、税関が知的財産権の侵害のリスクを評価するに当たり、それらがEU市場に迂回してくる実質的な可能性(substantial likelihood)を考慮すべきことが規定される。
- 新規則は、旅行者の個人的荷物に含まれる非商業的製品には適用されない。

今後、新規則案は欧州議会の本会議での審議を経て、2014年1月1日から適用が開始される予定である。

－ EU 理事会のプレスリリースは，以下参照 －

[Agreement on customs enforcement of intellectual property rights \(PDF\)](#)

－ 新規則案は，以下参照 －

[Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council concerning customs enforcement of intellectual property rights \(PDF\)](#)

－ 欧州議会の域内市場・消費者保護委員会（IMCO）のプレスリリースは，以下参照 －

[Clearer rules on customs handling of pirated or counterfeit goods](#)

－ 欧州委員会による新規則案公表に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[欧州委員会，税関における知的財産権の権利行使に関する規則案を公表 \(2011年5月29日\) \(PDF\)](#)

(以上)